

参考資料

厚生労働省健康・生活衛生局
生 活 衛 生 課

【参考資料 目次】

(生活衛生課)

・ 令和7年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況	1
・ 生活衛生関係営業の種類と施策体系	4
・ 生活衛生関係営業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について	6
・ 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて	14
・ 旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及びコンプライアンスの厳守の周知徹底について	17
・ 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）	18
・ 出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）	19
・ フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る美容師法の取扱い	20
・ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応	21
・ 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について	28
・ 美容師養成の改善について	42
・ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について	45
・ 生活衛生同業組合活動推進月間について	48
・ 標準営業約款制度について	50
・ 振興指針及び振興計画について	51
・ ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン	52
・ 特定技能制度概要	63
・ 墓地、納骨堂等の経営・管理について	64
・ 火葬場の経営・管理について	65
・ 新型インフルエンザ等対策における「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の改定等について	67
・ 国家資格等オンライン・デジタル化の概要	82

令和7年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和6年12月
厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

予算

○令和6年度補正予算

- ・ 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業 595百万円
(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

- 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業 386百万円

業種ごとの全国生活衛生同業組合連合会において、物価高騰や人材確保等に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組等に対する支援を行う。

- 生活衛生関係営業経営支援事業 209百万円

生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、経営診断や補助金、税制優遇措置の活用、被用者保険の適用を含めた相談支援など、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

例：中小企業診断士による経営診断や相談指導、税理士による税制優遇措置等の相談、社会保険労務士による被用者保険適用に係る手続き等の支援など

○令和7年度当初予算案

令和7年度予算案 [令和6年度予算]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1, 160百万円 [1, 159百万円]

生活衛生同業組合、全国生活衛生同業組合連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 2, 910百万円 [2, 992百万円]

※貸付実績等に応じた減

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

※ このほか、被災した生活衛生関係営業者への支援として、東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う（復興庁一括計上9百万円）

計 4, 118百万円 [4, 203百万円]

※貸付実績等に応じた減

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

○ 貸付計画額 1, 150億円 [1, 150億円]

税制改正

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等（出資組合に限る。）が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、建物の取得価額要件を 650 万円以上（現行：600 万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を 2 年延長する。

2. その他（関係省庁と共同要望）

①中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除をする措置について、その適用期限を 2 年延長する。

②中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

経営力向上計画に基づく機械装置、ソフトウェアや建物附属設備等を取得した場合に、即時償却又は 10% の税額控除をする措置について、その適用期限を 2 年延長等する。

③中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充

〔不動産取得税〕

認定を受けた経営力向上計画に基づき事業譲渡を行った際の不動産取得税の軽減措置について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業譲渡により取得した場合を加える。

④法人版及び個人版事業承継税制の見直し

〔相続税、贈与税〕

本税制の最大限の活用を図る観点から、贈与の日まで 3 年以上役員に就任していること等の要件について、贈与の直前に就任等していることに見直しを行う。

⑤新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

本税制措置について、令和 7 年 8 月 31 日まで適用期限を延長する。

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

★ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者（利用者）

・事業所：約94万事業所（全事業所の約18%）
・従業員数：約587万従業員（全産業の約10%）

出典：総務省「令和3年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

・振興計画(自主的取組)
・標準営業約款

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

・経営の健全化
・衛生水準の維持向上
・消費者(利用者)の利益擁護

保健所等
[行政]

・衛生規制

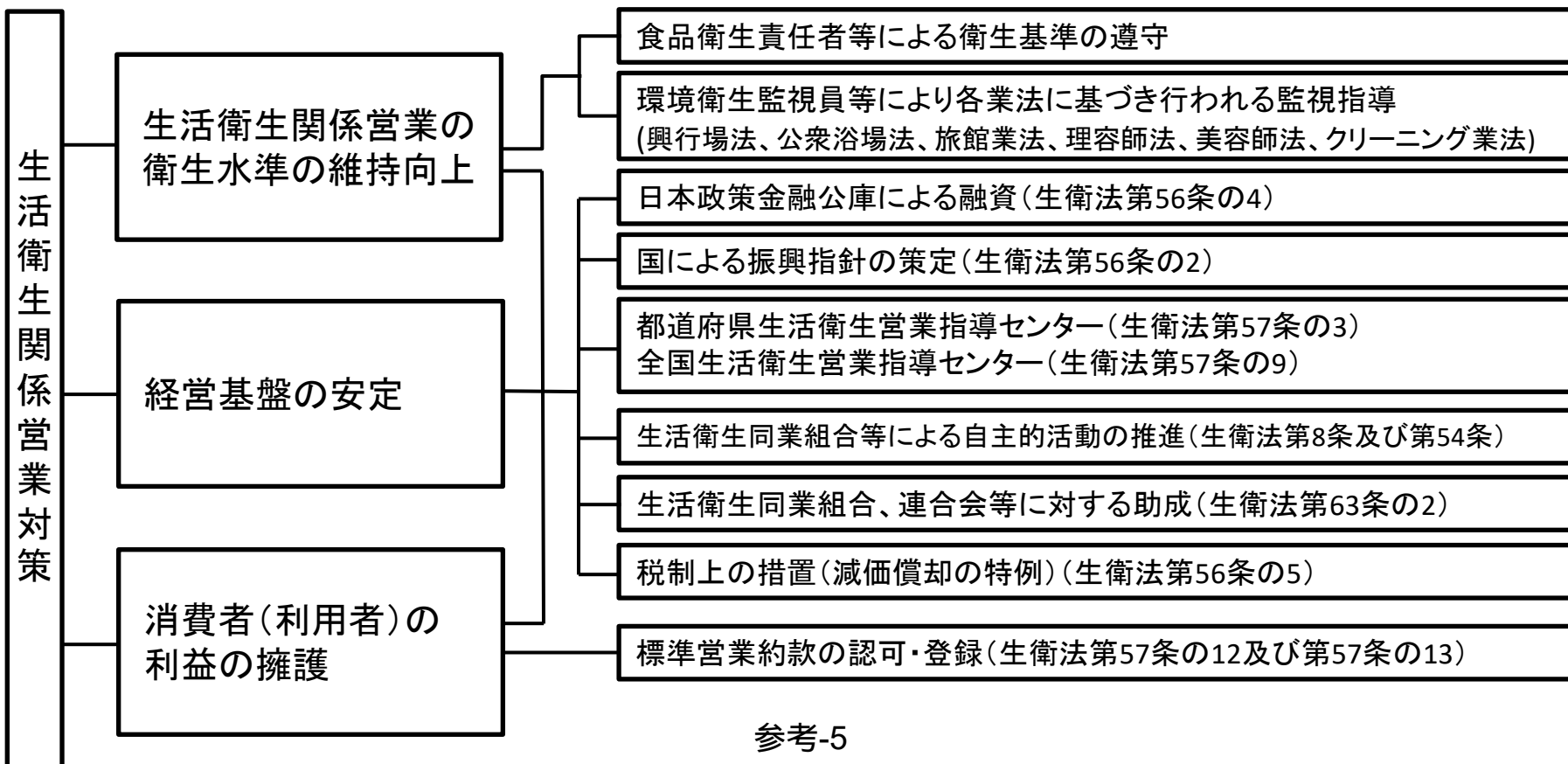
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



事務連絡
令和6年12月5日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係営業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について

今般、新たな経済対策が閣議決定され、引き続き、地域の実情に応じた物価高対策を後押しするとの観点から、重点支援地方交付金（以下「交付金」という。）の更なる追加が盛り込まれたところです。

これを受け、内閣府地方創生推進室より「「重点支援地方交付金」の追加について」（令和6年11月22日付事務連絡）（別添）が発出され、本交付金について、各自治体において可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくよう示されております。

交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を実施するものですが、推奨事業メニューのうち事業者向けの事業メニューとしては、

- ・医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ・中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ・地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

等が掲げられています。

各都道府県等におかれては、従前より地域の実情を踏まえ本交付金を活用した事業者への支援を実施いただいているところではございますが、国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる生活衛生関係営業者（※）は、その多くが経営基盤の脆弱な中小零細事業であり、コロナ禍からの業績回復の途上にある中、さらに、継続する物価高等の影響を受け、引き続き、厳しい経営状況となっております。

※ 生活衛生関係営業

飲食店営業、めん類業、中華料理業、すし商、料理業、社交飲食業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

つきましては、各自治体におけるこれまでの本交付金の活用事例も参考にいただきながら、生活衛生関係営業者の早期の経営回復のために、本交付金を一層、御活用をいただくよう、お願いいたします。

【各推進事業メニューにおける活用事例】

○ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

（活用例）

- ・ 燃料価格高騰により大きな影響を受ける生活衛生関係営業の事業者の負担軽減を図るため、経費に占める光熱費、燃料費等の割合が特に大きい一般公衆浴場及びクリーニング所に対し、影響緩和を目的とした補助を行い、継続的に安定した経営を行えるよう支援を行う。

○ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

（活用例）

- ・ エネルギー価格高騰により経済的な影響を受けている中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、地域で事業活動を営む中小企業者に対し事業用の電気及びガス料金の一部を支援する。
- ・ エネルギー・食料品価格等の物価高騰により大きな影響を受けている事業者の活性化を目的として、住民の消費喚起し、事業者の経営を回復させるため、全住民を販売対象にしたプレミアム付商品券事業を実施する。

○ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

（活用例）

- ・ 物価高騰等の影響が増す中、地域観光業を担う宿泊業、飲食業、小売業等の事業者の経営の安定化を図るため、新たな顧客需要の開拓、人材不足の解消、収益力向上等に向けた取り組みを支援し、これに資する施設の環境整備等の経費を補助する。
- ・ 物価高騰により影響を受ける地域観光産業を支援するため、地域の魅力発信やキャンペーン等の実施により誘客促進を図る。
- ・ 物価高騰等の影響を受ける地域の観光事業者について、消費者の利用を促進することで経営を安定化させるため、登録店舗で消費者が利用できるクーポンを交付する。

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「重点支援地方交付金」の追加について

本日閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「経済対策」という。）」において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたところです。

つきましては、詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたしますが、都道府県におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、下記のとおり、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨速やかに周知いただき、市町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

なお、重点支援地方交付金の追加については、今後令和6年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることにご留意ください。

記

1. 低所得世帯支援枠に関する給付金制度の可能な限り早期の予算化と早期給付に向けた検討について

今般の経済対策において、低所得世帯支援枠については、「低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として、給付金の支援を行う。また、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算する。」旨が盛り込まれたところです。

物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、市町村におかれましては、低所得世帯支援枠に関する給付金（商品券やポイント等、現金給付以外の方法により行われる給付を含む。以下、単に「給付金」という。）制度の可

可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、給付金の早期給付に向けて参考としていただく情報については、内閣府地方創生推進室において整理の上、後日改めて周知させていただく予定ですので、あらかじめご承知おきください。

2. 推奨事業メニューを活用した支援に関する検討について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL P ガス使用世帯への給付等の支援¹³⁸を、・事業者については、特別高圧やL P ガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を、それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。（注釈 138：推奨事業メニューのうち、子育て世帯支援として、低所得のひとり親世帯への給付金等の支援も可能であることを明確化する。）」旨が盛り込まれたところです。

推奨事業メニューの支援対象については、改めて後日通知いたしますが、引き続き物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業を対象とする見込みです。

都道府県及び市町村におかれましては、これを踏まえ、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

3. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が追って提供されますので、2. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にさせていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

4. 地方公共団体における可能な限り早期の予算化に向けた検討状況のフォローアップへのご協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く支援をお届けする。」とされたところであり、低所得世帯への支援及び推奨事業メニューを活用した支援について、速やかに制度化を進めていただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市町村に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討状況（低所得世帯への支援の検討状況・支援開始予定時期等、推奨事業メニューの検討状況等）等について定期的にフォローアップさせていただく予定です。で、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分ご理解の上、フォローアップ等にご協力いただきますようお願いいたします。

5. デジタルの積極活用による簡素・迅速な給付について

上記、1. の給付事務を実施するにあたっては、簡素・迅速な給付を図る観点から、デジタルの積極的な活用についても併せて検討していただくようお願いいたします。なお、重点支援地方交付金の仕組みを活用し、給付事務を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費の交付も検討しています。

①給付支援サービスの導入、又は、自治体独自のオンライン申請システムの活用や、「ファストパス」等の取組について

- デジタル庁では、これまでも住民・自治体双方において、給付の申請から給付までのプロセスが一气通貫でデジタル完結することで、迅速かつ効率的な給付が可能となるような給付支援サービスの提供を行ってきたところですが、今般の給付事務においても実施を検討しております。詳細については追って連絡しますので、ご検討くださいますようお願いいたします。【別添3、4】
- また、自治体独自のオンライン申請サービスの活用や、いわゆる「ファストパス」や「スーパーファストパス」の取組について、それぞれ取組事例を別添にて情報提供いたしますので、まだ利用されていない自治体においても、引き続き、地域の実情に応じて積極的に活用をご検討くださいますようお願いいたします。【別添5】特に、「スーパーファストパス」については、積極的な広報により、対象者が通知を待たずにオンライン申請を行い、より早期の給付を可能とする取組みとなりますので、適宜ご検討ください。

②特定公的給付の活用などについて

- 重点支援地方交付金を活用した低所得世帯への給付は、すべての自治体分を特定公的給付に包括指定して個々の自治体による申請等を要しないよう措置してきたところ。今般の給付事務においても包括的に特定公的給付に指定する措置を予定しております。当該包括指定の詳細は、別途お知らせいたします。
- また、特定公的給付については、公金受取口座情報を取得してあらかじめ給付台帳に口座情報を取り込むことで、プッシュ型（申請ベースではなく、申請者情報プリセットによる通知等）による給付を行うことが可能ですので、積極的にご活用ください。なお、公金受取口座情報等により口座情報をあらかじめ取得し、プッシュ型による給付を行う場合は、住民からの個別申請ベースよりも先行的に給付することにより迅速な給付が図られるよう、こうした取組みについても、地域の実情に応じて、積極的にご検討くださいますようお願いいたします。【別添6】

6. 会計検査院の検査報告を踏まえた参考情報について

令和2年度から令和4年度の間に関国において実施された新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯向けの給付金事業について、令和6年11月6日に令和5年度決算検査報告において会計検査院の所見が示されました。今般の経済対策における重点支援地方交付金を活用した給付事務においても次の点を参考として取り組んでくださいますようお願いいたします。

①個別の申請勧奨の実施

会計検査院の検査報告において、実施主体が保有する情報では特定できない支給対象者からの申請に基づき給付を行う「申請型給付」（支給対象者からの申請を待たずに実施主体が支給対象者を抽出して給付を行う「プッシュ型給付」によらない給付。）を行った自治体における給付率については、個別の申請勧奨を行わなかった自治体よりも個別の申請勧奨を行った自治体の方が高かったとされています。については、「申請型給付」による給付事業を実施する際は、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、個別の申請勧奨を行うことが有効です。

②給付事務の委託契約時における複数業者からの見積もりの徴取

給付事務の委託契約時においては、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、随意契約による場合であっても、できる限り複数の業者から見積りを徴取するようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別添1 経済対策本文（関係箇所抜粋）

別添2 （参考）重点支援地方交付金の追加（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
（令和5年11月29日付事務連絡別紙）

別添3 給付支援サービス説明資料

別添4 【給付支援サービス】サービス料金試算表

※LGWAN 接続端末からのダウンロード

給付支援サービス関連情報・LGWAN ポータルサイト 掲示板

別添5 デジタルの積極的活用による簡素・迅速な給付

別添6 公金受取口座の活用（事務フローのイメージ図）

以上

【問合せ先】

（制度の内容・予算執行に関する内容について）

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

（デジタルの積極活用に関する内容について）

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

<https://forms.office.com/r/bPhKWkrJWE>

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
- ※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
- ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1. 1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(0. 5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ. 推奨事業メニュー(0. 6兆円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

薬生衛発０６２３第１号
令和５年６月２３日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知）の別添 2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添 3「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めています。

これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えていますので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、御了知の上、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等について御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

(参考)

○公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

Ⅱ 施設設備

第 1 一般公衆浴場

4 浴室

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。

Ⅲ 衛生管理

第 1 一般公衆浴場

9 入浴者に対する制限

(1) おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

○旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 (略)

○「旅館業における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

Ⅱ 施設設備

第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

12 浴室の構造設備は、次の(1)～(5)までの要件を満たすものであること。

(3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各 1 か所以上のものを有すること。

Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。

(16) 共同浴室にあつては、おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

(参考) 令和5年4月28日 衆議院 内閣委員会 会議録(抜粋)

○國重委員

(略) 公衆浴場、いわゆる銭湯や旅館等の宿泊施設の共同浴室について、現在それぞれ衛生等管理要領が定められておりまして、その中で男女別の定めがされています。これらは風紀の観点から混浴禁止を定めていることから、男女の別は身体的な特徴の性をもって判断することとされていると、事前に政府の方からも説明を受けております。

そこで、念のため確認をさせていただきたいんですけれども、これらの共同浴場における男女の判断基準はトランスジェンダーにも当てはまる、つまり、トランスジェンダーの場合も性自認ではなくて身体的特徴に基づいて判断することになると理解をしていますけれども、これで間違いないかどうか、答弁を求めます。

○佐々木政府参考人

お答えいたします。

公衆浴場や宿泊施設の共同浴場につきましては、厚生労働省が管理要領を定めております。具体的には、公衆浴場における衛生等管理要領や旅館業における衛生等管理要領になります。この中で、おおむね七歳以上の男女を混浴させないことなどと定めております。

この要領で言う男女は、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、トランスジェンダーの方も含め、身体的な特徴の性をもって判断するものであり、公衆浴場等の営業者は、体は男性、心は女性の方が女湯に入らないようにする、こういう必要があると考えております。

実際の適用につきましては、都道府県等が条例を定めております。この条例によって、基本的にこの要領と同じような形で男女の浴室を区別し、混浴を禁止しているものと承知しております。

○國重委員

トランスジェンダーの方であっても、心ではなくて身体的特徴で判断するというようなことだったと思います。

では、共同浴場において、先ほど答弁いただいたとおり、風紀の観点から心の性ではなくて身体的特徴をもって男女を区別する、このような現在行われている取扱いというのは憲法十四条に照らしても差別に当たらないと、念のため確認しますが、差別に当たらないということで間違いないかどうか、答弁を求めます。

○伊佐副大臣

憲法十四条、いわゆる法の下での平等であります。この原則が規定されております。この趣旨としては、合理的な理由なしに区別をすることを禁止するという趣旨でございます。

つまり、合理的と認められる範囲内の区別を否定するものではないというふうに理解をしております。先ほど委員御指摘の、公衆浴場における入浴者については男女を身体的な特徴の性をもって判断するというこの取扱いは、風紀の観点から合理的な区別であるというふうに考えられております。憲法第十四条に照らしても差別に当たらないものというふうに考えております。

事務連絡
令和5年2月27日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及び コンプライアンスの遵守の周知徹底について

福岡県内の旅館業の入浴施設において、基準を上回るレジオネラ属菌が検出された、連日使用型循環浴槽の完全換水を年2回しか実施していなかった、塩素濃度が基準を下回っていた、当該営業者が行政に対して虚偽の報告をした等の報道がされています。

旅館業の営業者については、衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全なサービスを提供することが求められており、レジオネラ症の防止対策をはじめ、必要な衛生措置を講じなければならないこととされています。また、行政の報告徴収等に対して虚偽の報告を行うことは、罰則の対象となり得るものです。

このような事案は、業界全体の衛生水準について利用者からの信用を失うなど、業界の信頼を損なうことにつながるものです。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、貴管下の旅館業の営業者に対して、レジオネラの防止対策とともに、コンプライアンスの遵守について、改めて周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

(参考) 厚生労働省ホームページの「レジオネラ対策のページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

- ・「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成2年12月10日時点)
- ・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(令和元年12月17日時点) 等

(参考)

○旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 (略)

○公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和 23 年法律第 234 号）又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

令和3年12月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

平成 29 年 8 月 15 日

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る
美容師法の取扱いが明確になりました
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

美容師法第 7 条では、美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないとされており、美容所以外の場所において業を行うことができる場合として、同法施行令第 4 条第 2 号において、「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されています。今般、事業者より、i)結婚式に先立つリハーサル(式の 2 週間前程度)におけるヘアメイクサービス(リハーサルヘアメイク)の提供や、ii)挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービス(フォトウェディングヘアメイク)の提供が、同条第 2 号の規定に含まれるのか照会がありました。

本サービスの提供が、同条第 2 号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合に含まれるか否かについて、関係省庁が検討を行った結果、以下の内容を事業者に回答しました。

- ・ i のリハーサルヘアメイクについて、2 週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、同条第 2 号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言えないことから、i の事業は同条第 2 号の特例に含まれないものと解する。
- ・ ii のフォトウェディングヘアメイクについて、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」とことと考えられることから、同条第 2 号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

これにより、美容師法における美容所の届出が必要な範囲が明確化され、新たなサービスに係る事業上のリスクが低減することが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります)。

「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応

令和5年7月4日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
生活衛生課

美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループでの指摘を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）で議論を行い、令和4年3月の検討会において「美容師養成の改善に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が了承され、当面の方針に沿って美容師養成の改善に向けて取り組むこととされた。その後、同年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、また、同年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号）を発出したところである。

美容師養成の改善に向けた当面の方針に係る令和5年度以降の対応については、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、以下のように取り組むこととする。

（１）国家試験（実技試験）の改善

① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

〈当面の方針の記載〉

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

（試験センターにおける検討）

- ・ 令和4年5月に厚生労働省から公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を発出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- ・ これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という。）が示された。

(美容師養成施設における教育)

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。
- ・ 「まつ毛エクステーション」については、これまでに健康被害等の相談が国民生活センター等に多数寄せられ、危害防止のための周知・指導監督等が行われてきたところであり、平成24年度から、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の美容技術理論の教科書において「まつ毛エクステーション」が記載され、平成26年度からは「まつ毛エクステーション」専用の選択課目用教科書が作成された。さらに、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」（平成27年3月31日健発0331第18号通知の別添）の平成29年7月10日付け改正により、美容師養成施設の必修課目の美容技術理論及び美容実習で学ばせる技術に位置付けられ、美容実習の項目では「メイクアップ、まつ毛エクステーションなど、その他の基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること」とされた。平成30年度から教育センターの美容実習の教科書にも「まつ毛エクステーション」が記載された。
- ・ これらを受けて、美容師養成施設において「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきたが、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、上述の基準が改正され3年しか経過していないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%にとどまっている。
- ・ 「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は、以下のとおり、減少傾向にあるが、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のため、美容師養成施設における必修課目の美容実習で「まつ毛エクステーション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

参考：「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数

令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
40件 (美容師22件、 資格なし12件、 資格不明6件)	49件 (美容師23件、 資格なし13件、 資格不明13件)	105件 (美容師48件、 資格なし34件、 資格不明23件)	83件 (美容師33件、 資格なし25件、 資格不明25件)	143件 (美容師68件、 資格なし51件、 資格不明24件)

(令和5年度以降の対応)

- ・ 美容師養成施設における「まつ毛エクステーション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「まつ毛エクステーション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国美容師養成

施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%（＝86.7%×49.0%）にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとする。

- ・ 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進める。

② 「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

〈当面の方針の記載〉

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第一課題がカットであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。
- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、働いている店舗で提供している技術について、カットは美容師の72.3%、パーマネントウェービングは美容師の67.8%、ヘアセッティングは美容師の

64.4%が提供していると回答している。また、実技試験について、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答がそれぞれ 84.8%、82.4%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 26.6%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 15.8%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 61.4%となっている。

- ・ さらに、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答がそれぞれ 87.6%、87.6%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 51.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 44.2%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 39.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 54.1%となっている。
- ・ 実技試験課題は以下の基本的事項に沿うことが重要であるが、上記の調査結果においても、多くの美容師が、カット、パーマメントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。
 - ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
 - ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
 - ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
 - ・ 受験者への負担が過度にならないこと
 - ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと
- ・ 他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要である。以上のことから、厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考える。そこで、実技試験課題としては、第一課題はカット、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容に相応しいものとする。
- ・ 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負

担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。

- ・ この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。
- ・ 実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しは、以下のスケジュールで実施できるよう、関係者の協力を得ながら、検討を進める。
 - ・ 試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和6年度中に報告書を取りまとめ
 - ・ 令和7年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定
 - ・ 令和8年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施
 - ・ 令和9年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始
 - ・ 令和11年2月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和11年2月、8月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）
- ・ 受験者は実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付することとなっており、試験センターにおける事業の収支状況、受験手数料の積算根拠等の点検を行い、必要な場合は受験手数料の見直しを検討する。

（2）養成段階の知識技能の取得の推進

① 美容実習全体について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

② 美容所における実務実習について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について 収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を経験した美容師は、26.7%が「業務に活かされていると感じる」と回答し、32.3%が「ある程度業務に活かされていると感じる」と回答している。また、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を行っている美容師養成施設は、68.8%が「有効と感じる」と回答し、28.8%が「やや有効と感じる」と回答している。
- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

〈当面の方針の記載〉

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
 - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
 - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者（団体）との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー一等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

事 務 連 絡
令和6年9月20日

各都道府県生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について

美容師養成の改善については、厚生労働省の「美容師の養成のあり方に関する検討会」において検討を行い、令和5年7月4日に『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』をとりまとめ、この中で、厚生労働省は都道府県を通じて、美容師養成施設の教育状況等に関する調査を行い、公表することとされています。

「美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」（令和5年11月17日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）（別添1）に基づき、各都道府県から貴管内の美容師養成施設に調査依頼を展開いただいたところ、今般、厚生労働省において、令和5年度の調査結果をとりまとめ、厚生労働省ホームページにて公開しましたのでお知らせいたします。

また、各都道府県知事におかれては、「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官。以下「審議官通知」という。）（別添2）により、貴管内の美容師養成施設に対して、美容師養成施設における美容実習のあり方について周知徹底いただいたところ です。

貴課におかれましては、本調査結果や審議官通知を踏まえ、必修課目の美容実習において、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。）の別添第1の8（2）に示すまつ毛エクステンションを含めた各項目の基本的な知識・技術を網羅的に身に付けることや、美容所における実務実習について、健康局長通知の別添第1の8（3）に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることなどについて、貴管内の養成施設に対して改めて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和6年度については、美容師養成施設の教育状況等に加え、理容師養

成施設の教育状況等についても調査を行うことを予定しています。調査時期、調査内容等の詳細についてはおってご案内させていただきますので、引き続き、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）美容師養成施設の教育状況等に関する令和５年度調査結果

厚生労働省 HP リンク mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123853.html

（添付資料）

- ・（別添１）「美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」
（令和５年１１月１７日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・（別添２）「美容師養成の改善について」（令和４年８月２９日生食発０８２９第１号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）

1. 調査目的

- 『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（令和5年7月4日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）に基づき、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションやオールウェーブセッティングの教育状況や、美容師養成施設における美容実習（美容所における実務実習を含む。）の実施状況、美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携状況等の好事例等を調査することを目的として実施。

2. 調査概要

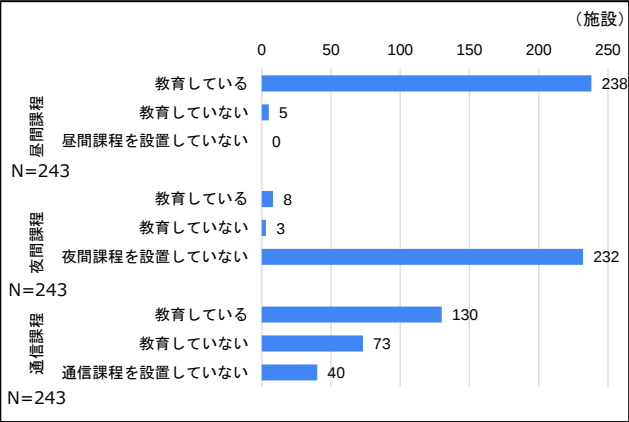
- 調査期間：令和5年11月17日（金）～12月15日（金）
- 調査方法：厚生労働省から46都道府県（※養成施設がない滋賀県を除く）に調査票を送付
46都道府県から管内美容師養成施設に回答を依頼し、厚生労働省受託事業者（社会システム株式会社）が集計
- 調査対象：美容師養成施設 264施設（※）
（※）令和5年10月以前に廃校となった3施設は調査対象から除く。
（※）令和5年10月時点で存続しているが、近く廃校予定の2施設、現時点で生徒が在籍していない1施設は調査対象に含めている。
- 回答数：243施設（昼間課程：243施設、夜間課程：11施設、通信課程：203施設）
- 回答方法：WEBアンケートへの回答164件、メールによる回答66件、調査票の郵送による回答13件

3. 調査内容

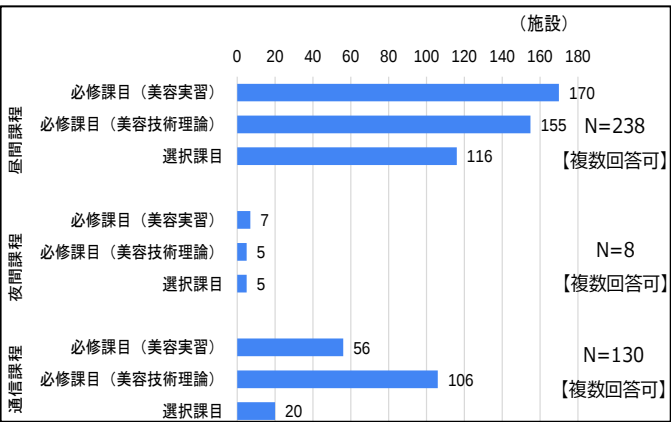
<調査1> 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況	・・・P2
<調査2> 美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況	・・・P3
<調査3> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況	・・・P4
<調査4> 美容所における「実務実習」の実施状況	・・・P6
<調査5> 美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況	・・・P10

<調査 1> 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況

問 1 貴施設において、まつ毛エクステンションの教育をしていますか。設置課程ごとに回答をしてください。

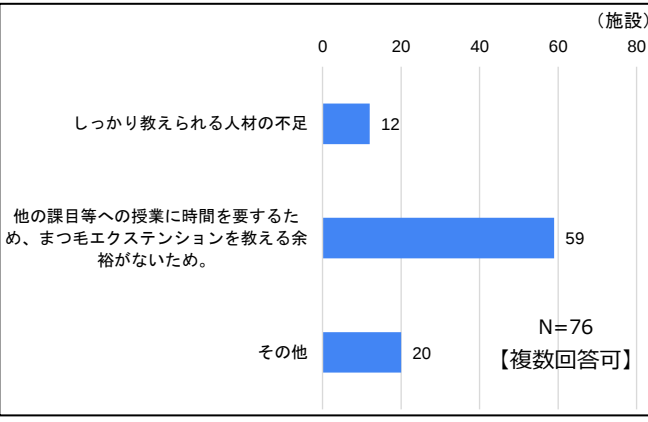


問 2 まつ毛エクステンションを教育している課目について教えてください。



問 3 問 1で、「教育していない」を回答いただいた場合、その理由について教えてください。

※ 1つの施設で、複数の養成課程を設置している場合は、1施設と回答



問 4 問 1で、「教育していない」を回答いただいた場合及び問 2で必修課目（美容実習）にチェックがない場合、今後、貴施設において、必修課目の美容実習において「まつ毛エクステンション」を教育する予定はありますか。設置課程ごとに回答をしてください。

※問 1で「教育していない」を回答した76施設、問 2で「必修課目（美容実習）」にチェックしなかった115施設について、両者の重複を除いた159施設分の回答を養成課程単位で集計している。

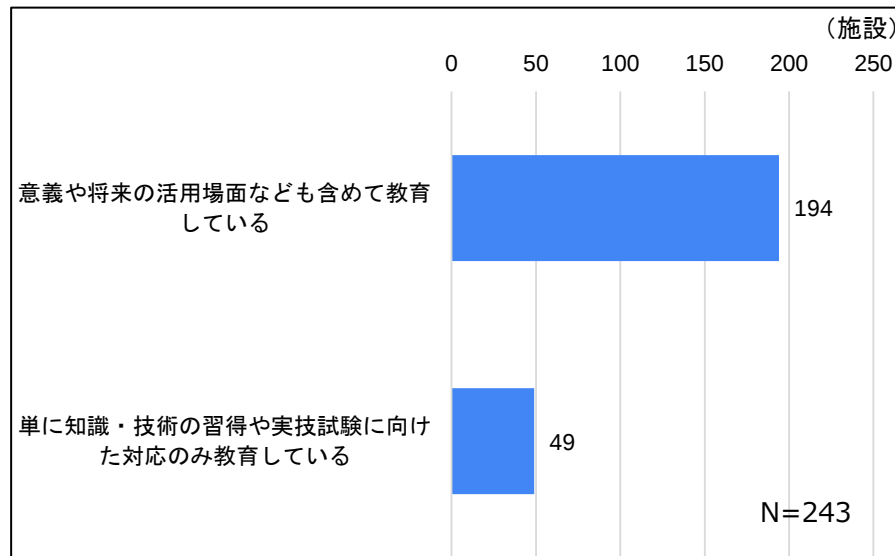
養成課程	予定あり	令和7年度以降		予定なし
		令和6年度から	令和7年度以降	
昼間課程	46	23	23	27
夜間課程	2	0	2	2
通信課程	70	33	37	77
合 計	118	56	62	106

■問 4で「予定はない」と回答した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- 美容師国家試験の試験課題ではないため、国家試験課題（ワインディングorオールウェーブセッティング）を優先しているため（26施設）
- 必修課目の美容技術理論や選択課目で実施しているため（16施設）
- 教材費等のコストの負担やまつ毛エクステンションを教えられる人材の確保が困難なため（12施設）
- 通信課程のスクーリング（面接授業）の実習時間が少ないため（11施設）
- 他の技術の教育に時間を要するため（10施設）
- 検討しているが具体的な予定は立っていないため（3施設）

＜調査２＞美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況

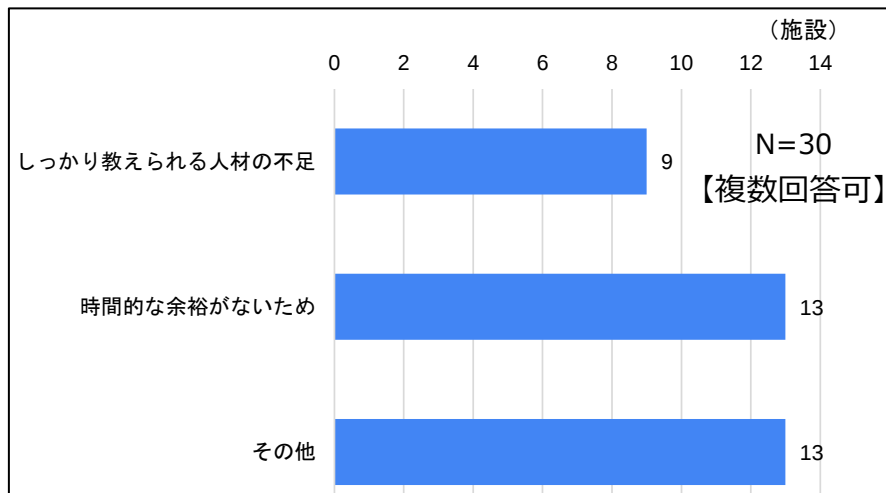
問１ 貴施設ではオールウェーブセッティングの教育について、どのような観点から教育を行っていますか。



問２ 今後、貴施設におけるオールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育が行われる予定はありますか。

	回答数	N=49
予定がある。	19	
令和６年度から	11	
令和７年度以降	8	
予定はない。	30	

問３ オールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育を行う予定がないとする理由について教えてください。



■問３で「その他」と回答のあった13施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

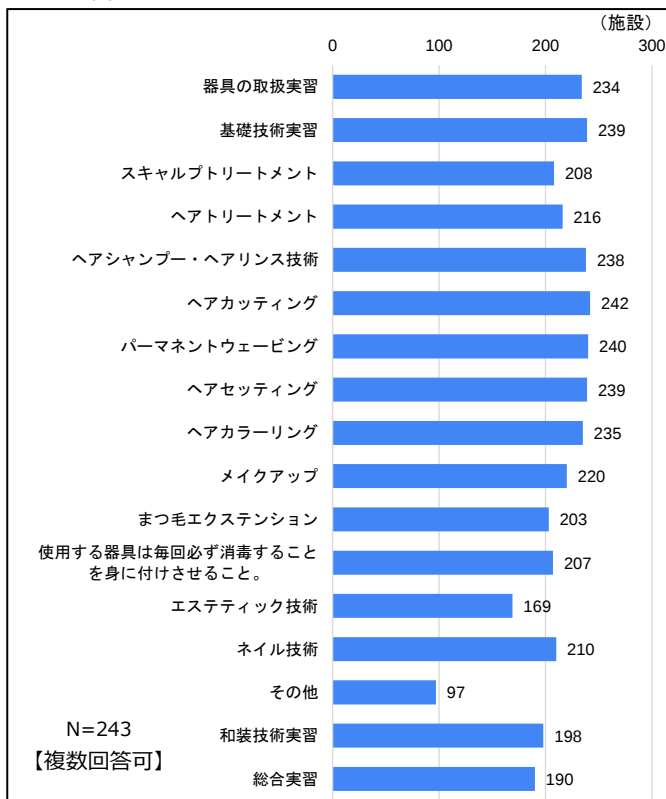
- ・現場で活用されていないため（９施設）
- ・今後行う予定だが、現時点での具体的な実施計画が立てられていないため（１施設）
- ・アイロンでウェーブが作れる。人の髪全体にローションを馴染ませるのは不向きであるため（１施設）

<調査3> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

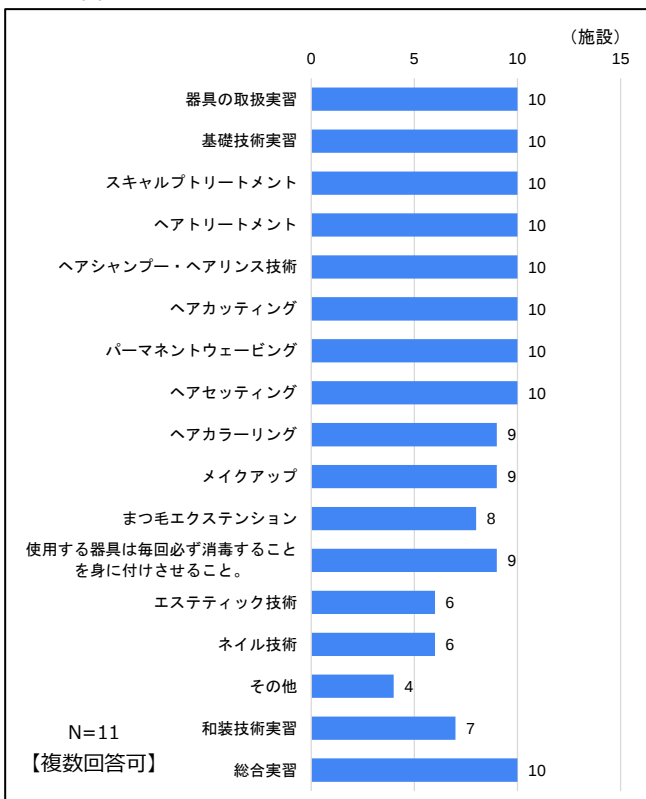
問1 貴施設において実施されている美容実習の項目について教えてください。

※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「美容実習によるまつ毛エクステーションの実施状況」の数値と、調査1問2の「必修課目（美容実習）でまつ毛エクステーションを教育している」の数値が一致しない。

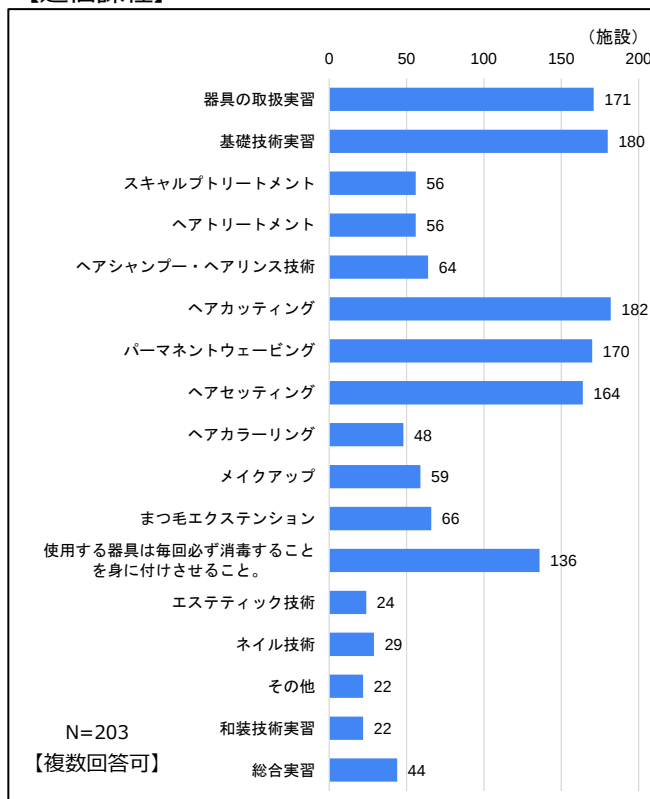
【昼間課程】



【夜間課程】



【通信課程】

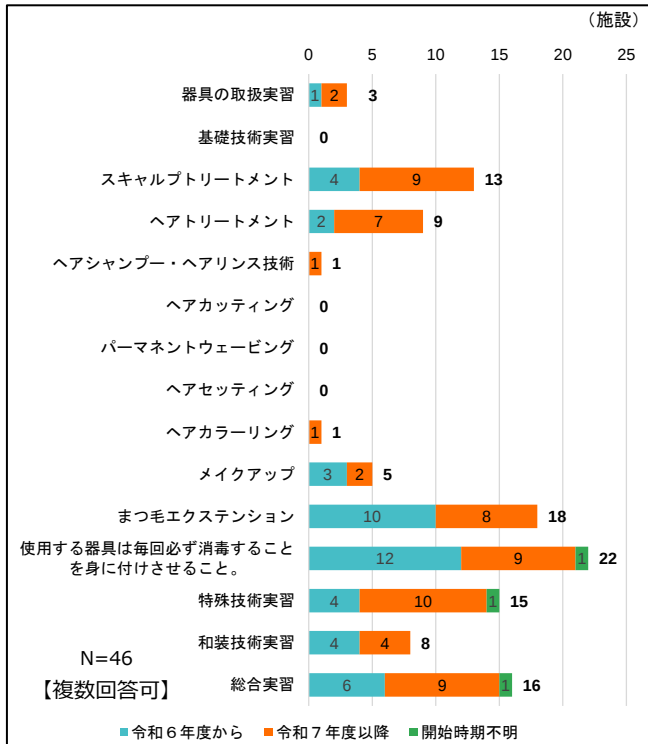


<調査3> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

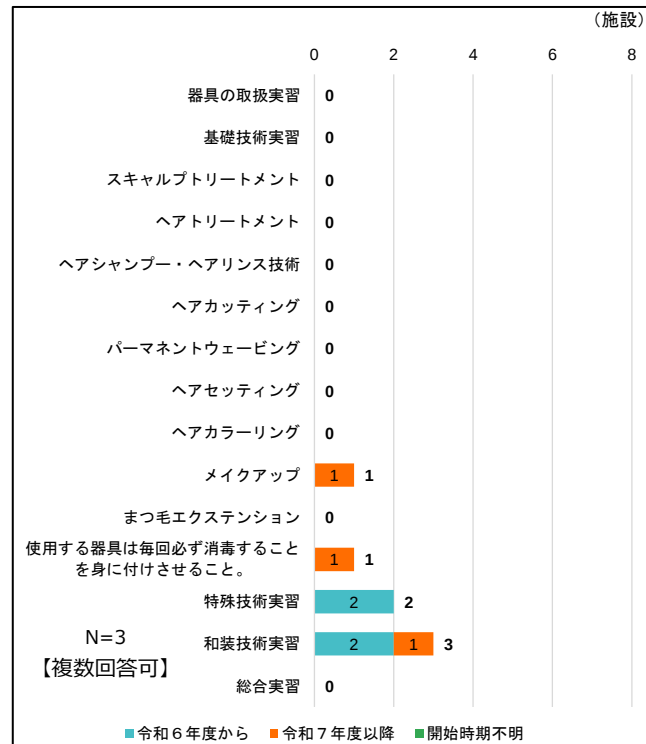
問2 問1でチェックを入れていない項目について、今後実施する予定はありますか。

※本問は、問1でいずれかの項目にチェックを入れていない施設を対象としたものであるが、対象施設のうち、「今後実施する予定の項目」を回答していない施設がある。
 ※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「今後、美容実習でまつ毛エクステンションを実施する予定」の数値と、調査1問4の「昼間（令和6年度から）」及び「昼間（令和7年度以降）」、「夜間（令和6年度から）」及び「夜間（令和7年度以降）」、「通信（令和6年度から）」及び「通信（令和7年度以降）」のそれぞれの合計値が一致しない。

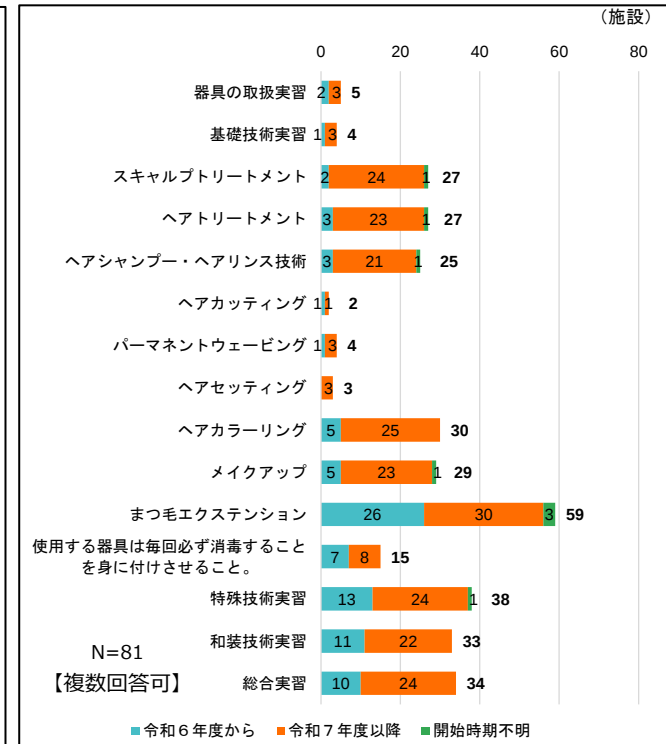
【昼間課程】



【夜間課程】



【通信課程】



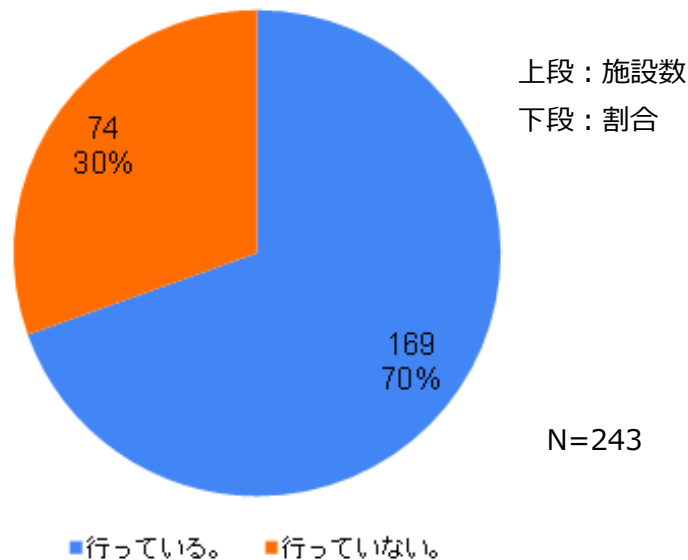
問3 近年の多様化するニーズに応えられるよう、貴施設における美容実習について工夫や特色のある取り組みをしている場合、その内容について教えてください。

■ 回答のあった136施設の取組内容（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

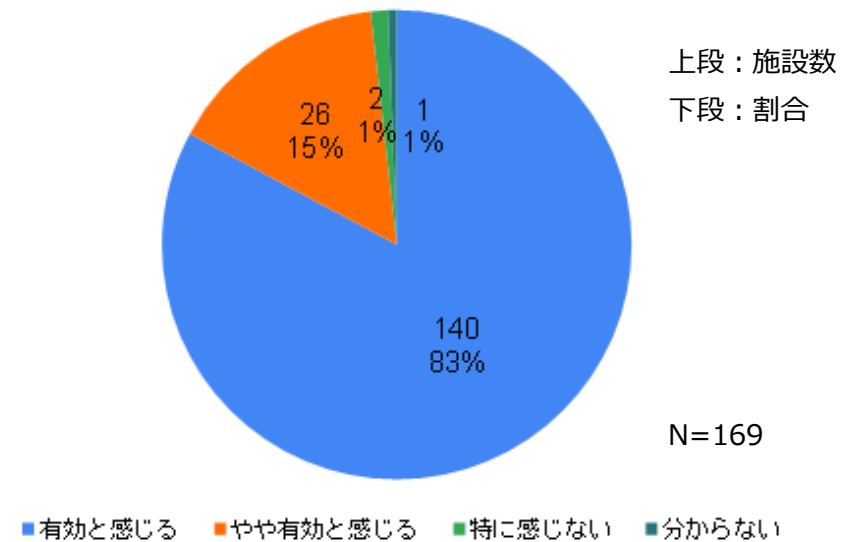
- 外部講師や現役美容師による技術講習会や授業の実施（61施設）
- 最新技術や幅広いメニューに対応した実習内容の充実（35施設）
- 選択課目の活用（19施設）
- サロンワークの模擬授業やモデルを使用したカット（16施設）
- 基礎技術の確実な修得（16施設）
- 養成施設内でのコンテストやヘアショーの実施（14施設）
- 学外イベントや技術大会への積極的な参加（13施設）
- サロン等の業界と連携したカリキュラム編成（6施設）

<調査4> 美容所における「実務実習」の実施状況

問1 貴施設において、美容所における実務実習は行われていますか。



問2 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。
 現行の美容所における実務実習は有効と感じていますか。



■問2で各項目を選択した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

【「有効と感じる」と回答した施設（140施設）】

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（66施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（60施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（29施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（17施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（9施設）

【「やや有効と感じる」と回答した施設（26施設）】

<有効と感じる点>

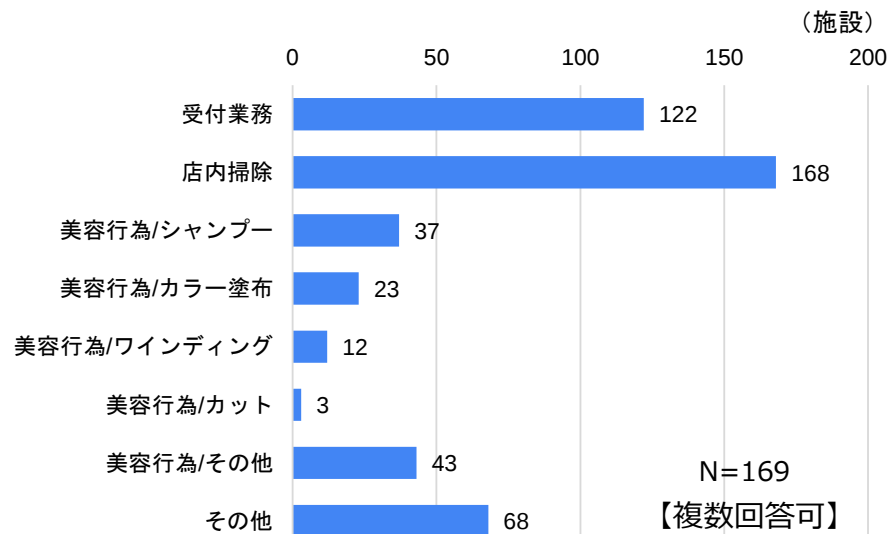
- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（12施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（5施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（2施設）

<有効と感じない点>

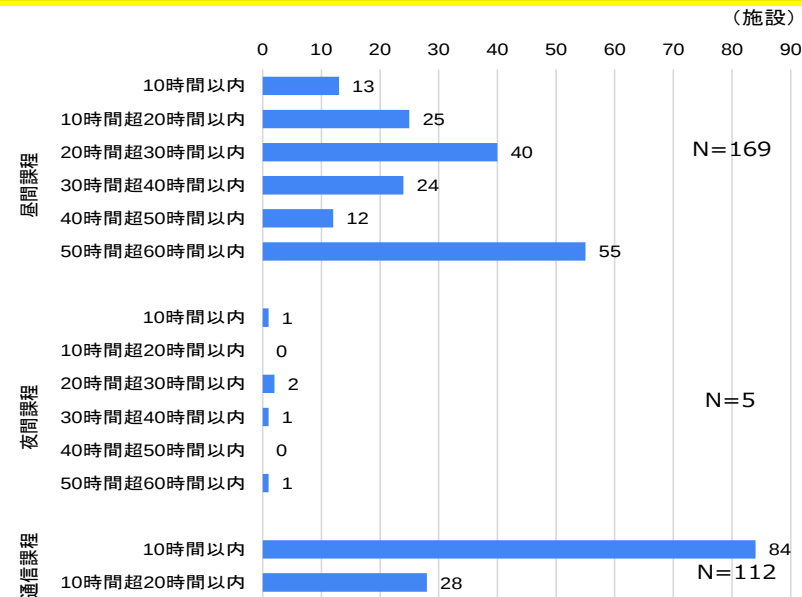
- ・受入サロンにより実習内容や繁閑に格差が生じるため（8施設）
- ・現場を知ることによって良い面と悪い面の印象を持ってしまうため（5施設）
- ・受入先の選定や受入手続きなどの業務負担が大きい（1施設）

<調査4> 美容所における「実務実習」の実施状況

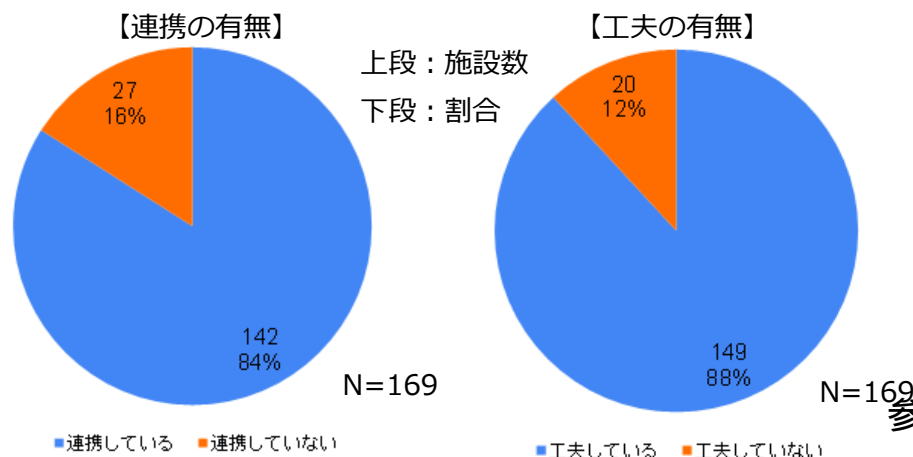
問3 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習の主な内容についてお聞かせください。



問4 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせください。



問5 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴養成施設と実務実習の受け入れ先の美容所で、何らかの連携をしていますか。また、実務実習が充実するよう、何か工夫している点などがありますか。

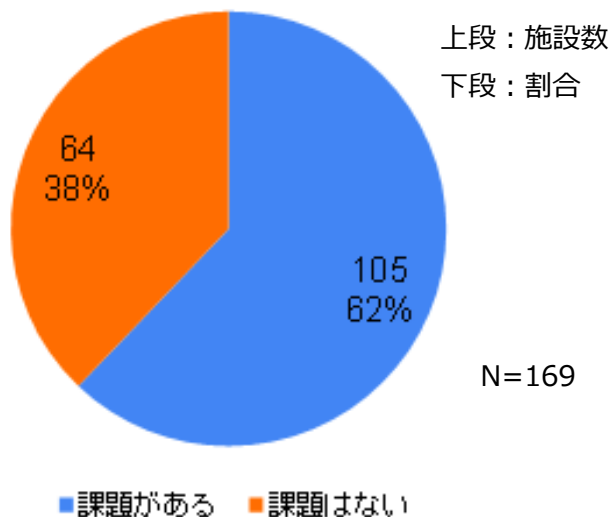


■問5で「連携している」と回答のあった142施設、「工夫している」と回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・生徒から日報等を提出させ、実習状況を把握・評価している（91施設）
- ・受入サロンで生徒の評価を行い、報告してもらっている（83施設）
- ・事前に養成施設で業務内容のシミュレーション授業を行っている（59施設）
- ・事前に受入サロンと実習内容等について打ち合わせを行っている（56施設）
- ・実務実習中に、担当教員が巡回し、実習状況を確認している（15施設）
- ・実務実習後に、サロンでの体験や課題をフィードバックしている（12施設）
- ・受入サロンによる事前のオリエンテーションを実施している（11施設）
- ・受入サロンに対する事後アンケートや課題の共有を行っている（9施設）

<調査4> 美容所における「実務実習」の実施状況

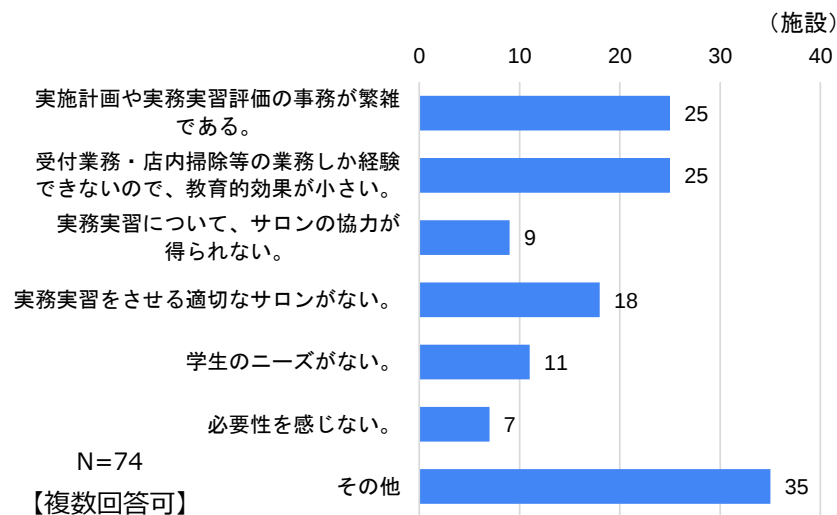
問6 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴施設において、美容所における実務実習を実施するにあたり、課題はありますか。



■問6で「課題がある」と回答のあった105施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・受入サロンにより指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出る（58施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難である（15施設）
- ・実務実習制度に対するサロン側の更なる理解が必要と感じる（7施設）
- ・サロン側が求める方針やレベルに生徒が合わない（6施設）
- ・受入時期等の調整について、受入先と養成施設の調整が上手くいかない（6施設）
- ・現場に出る前に養成施設での十分な指導が必要（6施設）
- ・実習としてできる内容が限定され、制度を有効活用できていない（4施設）
- ・サロンへの受入にあたり就職の勧誘や就職を視野に入れた条件を提示される（4施設）

問7 問1で、「行っていない」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習を行わない理由についてお聞かせください。

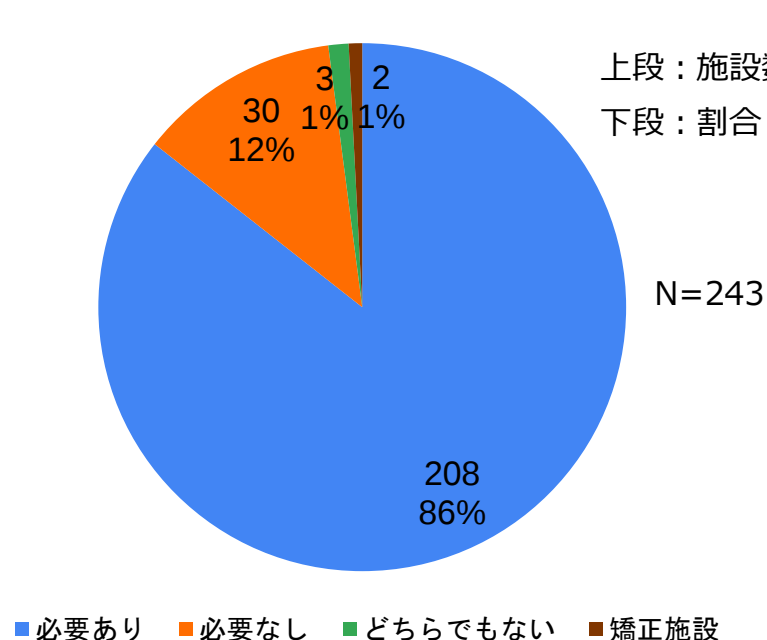


■問7で「その他」と回答のあった35施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・今後実施予定である（4施設）
- ・サロン側の負担が大きいため（3施設）
- ・現場を知ること、マイナスイメージを持つ可能性があるため（3施設）
- ・選択科目で校外実習を実施しているため（3施設）
- ・受入先によって指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（2施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難であるため（2施設）
- ・養成施設内での実習で対応できるため（2施設）
- ・実務実習の上限時間が少ないため（2施設）
- ・サロン側から就職の勧誘や就職の期待を強く持たれてしまうため（2施設）

<調査4> 美容所における「実務実習」の実施状況

問8 今後も美容所における実務実習は必要であると考えますか。



■問8で「必要あり」と回答のあった208施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（91施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（85施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（21施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（10施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（6施設）
- ・サロンや関連企業と養成施設との交流・連携に繋がるため（4施設）

■問8で「必要なし」と回答のあった30施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を知ること、マイナスイメージを持つ可能性があるため（11施設）
- ・受入先によって指導内容や閑散等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（5施設）
- ・養成施設内での実習で対応できるため（4施設）
- ・受入サロンの確保が困難／サロン側の負担が大きい／就職の勧誘が強い（各2施設）
- ・教員の負担が大きい／実習内容が限定され制度を有効活用できていない（各1施設）

問9 実務実習において、見直した方が良いと思う点や改善した方が良くと思う点について、教えてください。

■回答のあった79施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

【実務実習制度の見直しや改善点】

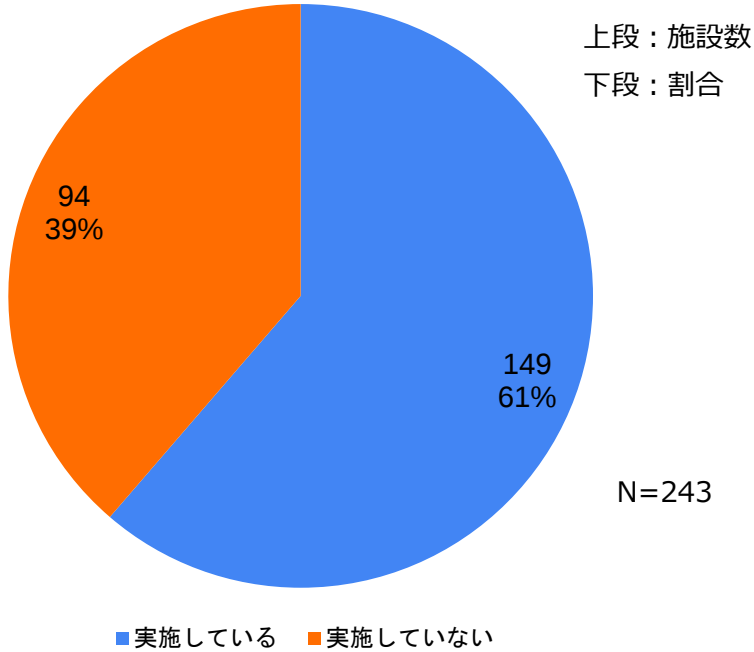
- ・実務実習制度の周知不足（生徒が美容行為を行えること 等）（14施設）
- ・実務実習の上限時間の増加（12施設）
- ・受入サロン側の実務実習制度に対する更なる理解（5施設）
- ・実務実習の上限時間の縮小（2施設）
- ・実務実習の1日当たりの上限時間の設定（1施設）

【養成施設における実習状況の見直しや改善点】

- ・受入先における指導内容等の統一・調整（11施設）
- ・受入サロンの確保・充実（9施設）
- ・実務実習前における養成施設での十分な指導（3施設）
- ・実務実習ではなく養成施設内での美容実習の充実（2施設）

<調査 5> 美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況

問 貴施設では、美容師の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について、何らかの取組を実施していますか。



■ 回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

【養成段階における取組】

- ・ 養成施設とサロンにおける情報共有・サロンによる技術セミナー等の実施（卒業生の就業状況、業界動向、人材育成や離職防止の取組 等）（73施設）
- ・ 卒業生による学校訪問、講演、意見交換、技術講習等の実施（32施設）
- ・ 就職セミナーの開催や養成施設独自の就職サイト等を通じた就職支援（19施設）
- ・ 実務実習の活用による現場体験（8施設）
- ・ 学外の企業説明会、就職イベントへの参加（7施設）

【就業後における取組】

- ・ 教員が就職先へ訪問し、卒業生へのヒアリングや助言等を実施（45施設）
- ・ 卒業後の離職者に対する相談窓口等を通じた就職支援（14施設）
- ・ 養成施設における生徒の学校活動情報等を就職先サロンへ提供（5施設）

(1) 国家試験(実技試験)の改善

①「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%。そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%に留まっている。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいることが前提。全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討。

②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に、美容師に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、ピンカールは「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が61.4%であった。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- 「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であることから、美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 調査結果や様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、「オールウェーブセッティング」についてその要素も含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行う。

※ 令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容業界の動向等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を検討。

(2) 養成段階の知識技能の取得の促進

①美容実習全体について

【現状】

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

②美容所における実務実習について

【現状】

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業(実務実習)を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

【令和5年度以降の対応】

- 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続(美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。)について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- また、美容所における人材育成(社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。)の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

生食発 0829 第 1 号
令和 4 年 8 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

美容師養成の改善について

美容師の養成の在り方については、規制改革推進会議投資等ワーキング・グループの「国家試験（実技試験）」や「養成段階の知識技能の取得」等の議論を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設け、検討を行ったところです。

今般、令和 4 年 3 月 30 日第 3 回検討会において了承された「美容師養成の改善に関する当面の方針」に基づき、美容師の養成の改善に関して、別紙の事項について、美容師養成施設（以下「養成施設」という。）において徹底が図られるよう改めて周知を行うこととしました。

貴職におかれましては、その趣旨及び内容を十分ご了知の上、貴管下の養成施設に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

美容師養成の改善について

1. 養成施設における美容実習について

(1) 美容実習全体について

美容実習については、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成 27 年 3 月 31 日健発第 0331 第 18 号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。)の別添第 1 の 8 (1) の実施方針において、「美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させること」、「美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること」、「個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること」とされていること等を踏まえ、美容師国家試験の課題に偏らず、健康局長通知の別添第 1 の 8 (2) の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(2) オールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面等の教育について

オールウェーブセッティングについては、検討会において、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることが確認されたことを踏まえ、学生がオールウェーブセッティングを学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(3) まつ毛エクステンションの美容実習における実施について

まつ毛エクステンションについては、美容師法の美容に該当するものであり、的確な知識と技術に基づく施術が必要な美容行為である。検討会の中で示された、「美容師養成のあり方に関する意識調査」(以下「調査」という。)の結果から、現場ニーズの高さがうかがえる。

まつ毛エクステンションは、健康局長通知の別添第 1 において、養成施設の教科課程における必修課目の美容実習の項目として位置付けられているが、調査によれば、必修課目の美容実習の項目として教えている養成施設は、全養成施設の半数程度にとどまっており、安心・安全な施術実施のため、必

修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

（４）美容所における実務実習について

美容所における実務実習については、検討会での議論や調査の結果によれば、管理美容師を配置する美容所において、一定の美容行為を行わせている養成施設がある一方、「美容実習で美容行為は禁止されている」との認識等から、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。

美容所における実務実習については、健康局長通知の別添第１の８（３）力において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、養成施設において認識いただくようお願いする。

２．公益社団法人日本理容美容教育センターとの協力・連携について

「美容師養成の改善に関する当面の方針」においては、厚生労働省において、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）をはじめとする関係者の協力を得ながら、美容師養成の改善に取り組むこととしているため、必要に応じて、教育センターと協力・連携して対応いただくようお願いする。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管内保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（令和 5 年 5 月 31 日付け薬生衛発 0531 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）により、クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備、都道府県指導センターへの情報提供、第 2 型研修及び講習も含めた受講勧奨等の対応をお願いしている。

クリーニング師研修等は法令に基づき 3 年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、管内保健所と連携するなど、引き続き、
（１）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
（２）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
（３）第 2 型（通信制）研修及び講習も含めた未受講者等への受講勧奨等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（２）の情報提供については、氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

令和5年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和6年3月31日

都道府県名	2年度				3年度				4年度				5年度						参考		
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)		対令和2年度増減 増減数	増減率(%)	第11クール 受講率(%)
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人			
1 北海道	6	225	2	101	6	239	2	97	5	128	2	49	6	230	2	116			5	2.2	42.8
2 青森県	2	83	1	59	1	105	1	105	2	51	1	34	4	82	1	43	1	3	-1	-1.2	42.9
3 岩手県	5	33	1	5	4	164	1	82	4	58	1	22	5	34	1	8			1	3.0	62.8
4 宮城県	4	89	2	38	4	78	2	27	4	56	2	31	4	93	2	43			4	4.5	40.2
5 秋田県	4	81	1	13	4	81	1	9	4	69	1	5	4	62	1	16			-19	-23.5	55.6
6 山形県	1	104	1	104	3	68			2	56			2	71					-33	-31.7	56.5
7 福島県	1	30	1	30	1	50			2	97			1	36					6	20.0	32.1
8 茨城県	4	147			3	89			4	106			3	138					-9	-6.1	34.1
9 栃木県	3	107	1	16	4	79	2	40	3	67	1	11	3	79	1	7			-28	-26.2	37.4
10 群馬県	1	66	1	66	2	52			2	67	1	24	2	61					-5	-7.6	24.0
11 埼玉県	3	112			4	187	1	54	4	142	1	9	4	121	1	1			9	8.0	26.9
12 千葉県	7	191	1	42	6	215	1	64	7	161	1	27	7	185	1	27			-6	-3.1	36.0
13 東京都	4	151	2	86	9	430	1	120	9	341	1	4	6	175	1	1	1	21	24	15.9	16.1
14 神奈川県	5	274	1	111	4	225	1	89	4	199	1	77	4	247	1	93			-27	-9.9	29.1
15 新潟県	3	167	1	101	4	183	1	109	5	143	1	85	6	184	1	97			17	10.2	51.9
16 富山県	1	80	1	80	1	71	1	71	3	57	1	18	2	72	1	15			-8	-10.0	55.4
17 石川県	2	55			2	64			2	30			2	43					-12	-21.8	32.8
18 福井県	2	50	2	50	2	33	2	33	3	42	2	19	3	39	2	21			-11	-22.0	37.7
19 山梨県	2	56	1	3	2	53	1	1	2	29	1	5	2	48	1	7			-8	-14.3	38.2
20 長野県	4	74	1	48	5	97	1	37	5	103	1	27	5	81	1	32			7	9.5	38.7
21 岐阜県	3	94			3	113			3	86			3	90					-4	-4.3	39.6
22 静岡県	4	219			4	151			1	111			3	213					-6	-2.7	33.1
23 愛知県	6	139	2	43	11	435	2	101	5	149	2	53	5	138	2	41	1	3	-1	-0.7	37.2
24 三重県	1	82	1	82	1	33	1	33	2	39			3	60					-22	-26.8	38.1
25 滋賀県	2	29	1	17	2	36	1	10	2	36	1	17	2	23	1	14			-6	-20.7	33.2
26 京都府	2	128	1	79	2	111	1	72	2	88	1	65	2	112	1	78			-16	-12.5	34.8
27 大阪府	3	111			3	102	1	29	3	108	1	14	3	118	1	14			7	6.3	12.4
28 兵庫県	7	177			7	207			5	127			6	151					-26	-14.7	33.4
29 奈良県	2	20	1	12	2	20	1	12	2	30	1	19	2	18	1	14			-2	-10.0	26.3
30 和歌山県	2	57			3	65			2	51	1	15	3	45	1	5			-12	-21.1	61.6
31 鳥取県	2	35	1	7	2	40	1	14	2	41	1	10	2	30	1	12			-5	-14.3	61.9
32 島根県	3	47	1	25	3	34	1	20	3	23	1	17	3	36	1	26			-11	-23.4	53.2
33 岡山県	1	36			1	68	1	68	1	54	1	54	1	51	1	51			15	41.7	39.1
34 広島県	3	86			3	100			3	61			3	94					8	9.3	33.7
35 山口県	1	51			1	58	1	58	2	46	1	24	2	39	1	17			-12	-23.5	40.1
36 徳島県	1	34			1	15	1	15	1	15	1	15	1	24					-10	-29.4	29.0
37 香川県	1	39			1	35			1	32			1	40					1	2.6	44.9
38 愛媛県	1	39	1	39	1	64	1	64	2	43	1	23	2	66	1	44			27	69.2	32.7
39 高知県	1	29	1	29	2	37	1	34	2	37	1	32	2	25	1	19			-4	-13.8	45.3
40 福岡県	1	155	1	155	1	134	1	134	3	92	1	44	3	133	1	82			-22	-14.2	35.2
41 佐賀県	2	11	1	6	2	25	1	11	3	83	1	22	2	23	1	11			12	109.1	59.9
42 長崎県	2	79	1	57	2	58	1	39	2	68	1	44	4	68	2	38	1	3	-11	-13.9	46.6
43 熊本県	3	68	1	40	4	70	1	18	4	56	2	24	4	83	2	36			15	22.1	23.5
44 大分県	1	46	1	46	2	18	1	3	4	35	2	12	2	30	1	15			-16	-34.8	34.2
45 宮崎県	1	43	1	43	1	42	1	42	2	58	1	19	2	49	1	32			6	14.0	42.5
46 鹿児島県	3	97	1	65	4	113	1	93	3	81	1	49	3	79	1	39			-18	-18.6	52.5
47 沖縄県	2	32	1	20	1	34	1	34	1	19	1	19	2	39	1	16			7	21.9	40.6
計	125	4,158	39	1,718	141	4,781	41	1,842	142	3,671	43	1,038	146	3,958	41	1,131	4	30	-200	-4.8	32.9

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

令和5年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和6年3月31日

都道府県名		2年度				3年度				4年度				5年度				参考	
				うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対令和2年度増減 増減数 増減率(%)	
		回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人		
1	北海道	6	199	2	116	6	205	2	114	5	165	2	88	6	240	2	162	41	20.6
2	青森県	2	68	1	61	1	33	1	33	2	74	1	59	4	71	1	51	3	4.4
3	岩手県	5	42	1	16	4	51	1	39	4	69	1	33	5	32	1	16	-10	-23.8
4	宮城県	4	128	2	63	4	147	2	77	4	137	2	65	4	142	2	57	14	10.9
5	秋田県	3	24	1	16	3	48	1	36	3	32	1	17	4	36	1	19	12	50.0
6	山形県	1	87	1	87	3	83			3	58			2	57			-30	-34.5
7	福島県	1	40	1	40	1	44			2	69			1	33			-7	-17.5
8	茨城県	2	45			3	89			2	58			3	73			28	62.2
9	栃木県	3	50	1	18	3	77	2	54	3	53	1	14	3	98	1	25	48	96.0
10	群馬県	1	43	1	43	2	104			1	34	1	34	2	50			7	16.3
11	埼玉県	3	117			4	124	1	9	4	151	1	15	4	179	1	25	62	53.0
12	千葉県	7	232	1	67	6	224	1	72	7	203	1	50	7	226	1	46	-6	-2.6
13	東京都	11	729	2	420	12	658	1	261	16	695	1	17	16	999	1	2	270	37.0
14	神奈川県	5	454	1	265	4	358	1	186	4	415	1	237	4	439	1	211	-15	-3.3
15	新潟県	3	149	1	120	4	154	1	125	5	171	1	142	6	151	1	129	2	1.3
16	富山県	1	10	1	10	1	33	1	33	3	20	1	11	2	25	1	9	15	150.0
17	石川県	1	10	1	10	1	43	1	43	1	8	1	8	1	10	1	10	0	0.0
18	福井県	2	4	2	4	2	9	2	9	2	3	2	3	2	1	2	1	-3	-75.0
19	山梨県	1	6	1	6	2	26	1	6	2	5	1	1	2	14	1	6	8	133.3
20	長野県	4	160	1	130	5	107	1	35	5	126	1	66	5	157	1	68	-3	-1.9
21	岐阜県	1	19	1	19	1	35	1	35	1	16	1	16	1	34	1	34	15	78.9
22	静岡県	3	97			3	104			3	120			3	93			-4	-4.1
23	愛知県	6	178	2	89	7	288	2	151	5	167	2	86	5	166	2	84	-12	-6.7
24	三重県	1	59	1	59	1	37	1	37	1	60	1	60	1	61	1	61	2	3.4
25	滋賀県	2	27	1	15	2	40	1	26	2	37	1	30	2	33	1	20	6	22.2
26	京都府	2	144	1	106	2	122	1	102	2	102	1	62	2	212	1	162	68	47.2
27	大阪府	2	96	1	48	2	167	1	101	3	214	1	123	2	120	1	45	24	25.0
28	兵庫県	6	185			4	109			6	161	1	14	7	204	1	4	19	10.3
29	奈良県	1	12	1	12	1	17	1	17	1	12	1	12	1	8	1	8	-4	-33.3
30	和歌山県	1	34	1	34	1	9	1	9	1	15	1	15	1	12	1	12	-22	-64.7
31	鳥取県	2	45	1	34	2	44	1	33	2	40	1	31	2	51	1	40	6	13.3
32	島根県	2	43	1	36	2	40	1	32	2	56	1	50	2	40	1	35	-3	-7.0
33	岡山県	1	12			1	43	1	43	1	17	1	17	1	25	1	25	13	108.3
34	広島県	1	69	1	69	1	62	1	62	1	55	1	55	1	45	1	45	-24	-34.8
35	山口県	1	32			1	45	1	45	2	39	1	27	2	40	1	25	8	25.0
36	徳島県	1	43			1	32	1	32	1	5	1	5	1	39			-4	-9.3
37	香川県	1	34	1	34	1	46	1	46	1	34	1	34	1	37	1	37	3	8.8
38	愛媛県	1	45	1	45	1	41	1	41	2	41	1	35	1	46	1	46	1	2.2
39	高知県	1	19	1	19	1	10	1	10	1	22	1	22	1	16	1	16	-3	-15.8
40	福岡県	1	148	1	148	1	122	1	122	3	107	1	61	3	184	1	144	36	24.3
41	佐賀県					2	32	2	32	1	1	1	1	1	3	1	3	3	-
42	長崎県	1	15	1	15	1	1	1	1	1	17	1	17	1	8	1	8	-7	-46.7
43	熊本県	2	71	1	46	2	45	1	28	2	59	1	47	2	58	1	40	-13	-18.3
44	大分県	1	13	1	13	1	14	1	14	2	18	2	18	1	6	1	6	-7	-53.8
45	宮崎県	1	12	1	12	1	31	1	31	2	26	1	22	1	25	1	25	13	108.3
46	鹿児島県	3	18	1	18	4	39	1	39	3	45	1	14	3	44	1	18	26	144.4
47	沖縄県	1	31	1	31	1	31	1	31	1	25	1	25	1	51	1	51	20	64.5
計		112	4,098	44	2,394	119	4,223	47	2,252	131	4,057	48	1,759	133	4,694	45	1,831	596	14.5

注: 全国生活衛生営業指導センター調べ

生活衛生同業組合活動推進月間について

1.趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

3.主 催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

4.後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発活動の推進
- ③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

参考 48

生活衛生同業組合活動推進月間の実施等に係る対応について (厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に協力依頼)

生衛法の制定から70年近くが経過し、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じている。生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携してより一層の取組を行うことを目的として、「生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について(協力依頼)」(令和6年7月8日付け健生衛発0708第2号)を発出している。自治体等と生衛組合の連携事例は以下のとおり。(※通知より抜粋)

I 推進月間等における自治体の取組事例

- ・ 保健所担当国会議で、県指導センター業務及び組合業務を説明(毎年度初め)
- ・ 新任環境衛生監視員研修会で月間及び衛生水準事業の説明
- ・ 県下全保健所における生衛組合・指導センターとの意見・情報交換会の開催
- ・ 各種衛生講習会等の開催にあたり案内文書を保健所長、センター理事長、組合理事長の連名で発出
- ・ 生衛組合等開催の講習会等の後援及び講師派遣
- ・ 組合加入に関する情報提供チラシの作成・配布
- ・ 広報誌、情報誌へ「生活衛生同業組合活動推進月間」について掲載
- ・ 都道府県等HPへ「生活衛生同業組合活動推進月間」等の掲載
- ・ 生衛組合等に関する相談窓口の会場提供
- ・ 各種セミナー会場等での相談窓口の設置・標準営業約款Sマークの普及促進の広報 など

II 生衛組合への加入促進への協力事例

- ・ 営業許可書交付時にパンフレット等を手交しての情報提供
- ・ 新規開業者へのチラシ・ポケットブック等の配布
- ・ 生衛組合未加入者への組合の情報提供
- ・ 生衛組合・指導センターに対する新規営業許可情報(行政文書)の開示
- ・ 新規登録者(名簿)の組合又はセンターへの情報提供
- ・ 生衛組合が主催する講習会について組合未加入者へ案内 など

III 各生衛組合との協力・連携事例

- ・ 災害時等に備えた協力・応援協定の締結(物資の備蓄、被災者の受入、被災者へのサービス提供など)。
- ・ 地域における高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども等の見守り隊としての協力 連携(認知症サポーター、子ども110番の家など)
- ・ 各種地域活動、スポーツ、催し物等開催時の連携
- ・ 訪日外国人客の受入促進のための情報発信等の連携



標準営業約款



厚生労働大臣認可

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク

<https://s-mark.jp/>

1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の認可を受けて設定する。

- | | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|-------------------------|---------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 1,158店舗(クリーニング所 1,086店舗・取次店 72店舗) | | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 16,932店舗 | ○美容業(昭和59年10月18日認可) | 8,159店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 258店舗 | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 180店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、令和6年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
 - ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
 - ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
- なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

振興指針について

1. 振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）
厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。
2. 振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）
（1）目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
（2）施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
（3）従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
3. 審議会への諮問（法第五十八条第二項）
厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。
4. 振興指針改正の方針
令和6年度より、これまでの5年に一度の改正の基本方針は維持しつつも、生衛業に関連する制度改正等については、業界を取り巻く環境に適時反映するため、5年毎の改正を待たずに随時、各業種の振興指針を改正することとした。

振興計画について

1. 振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）
組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。
2. 振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）
（1）振興事業の目標 （2）振興事業の内容及び実施時期 （3）振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
3. 実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

【振興計画認定状況】

※ 令和6年3月時点

【振興計画策定による資金面での優遇など】

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	36	氷雪販売業	4
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	20	美容業	47
飲食店営業(社交)	38	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	20	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	42	合計	507

1. 資金の確保について（法第五十六条の四）
日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。
2. 減価償却の特例（法第五十六条の五）
振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることが参考51

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。

※ 主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務

- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。

発注関係事務の各段階	発注関係事務が適切に実施するための留意事項 (具体的な内容を吹き出しに記載)	
①維持管理計画策定	○維持管理計画の策定 ○維持管理台帳の整備	・建築物の環境衛生を適切に確保するため<u>価格と技術能力等を総合的に評価する総合評価落札方式を適用</u> ・<u>事業主が納付義務を負う健康保険料等を予定価格の積算に反映</u> ・<u>最新の建築保全業務労務単価を活用</u>
②業務発注準備	○業務の性格等に応じた入札契約方式の選択 ○現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成 ○適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定 ○適切な発注時期の設定等	・最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて<u>積算内容を見直す</u> ・<u>年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保を検討</u>
③入札契約	○適切な競争参加資格の設定 ○個別業務に際しての競争参加者の審査等 ○業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 ○競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設等 ○ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表 ○入札不調・不落時の見積りの活用等 ○公正性・透明性の確保、不正行為の排除 ○再委託の適正化	・<u>建築物衛生法の知事登録を受けていることなど、適切な競争参加資格の設定</u> ・<u>入札に参加しようとする者に対し、最低賃金及び社会保険等に係る制度を周知</u> ・<u>ダンピング受注を防止するため、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底</u> ・人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際、<u>適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れること等</u>を検討 ・<u>委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止。また、一部を再委託する場合は事前承認を必要とする。</u>
④業務実施	○業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更 ○業務履行中の実施状況の確認等 ○維持管理に関する情報共有	
⑤業務完了後	○業務完了後の適切な履行検査・評価等 ○施設機能に関する現況確認	・<u>年度途中に最低賃金の改定や価格変動があった場合は、適切な価格で単価見直しを行い、代金の額の変更を検討</u> ・<u>受注者から契約金額の変更の請求があった場合、迅速かつ適切に協議を実施</u>

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

改正 令和5年4月28日

1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)が改正され、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げられたこと等を踏まえ、平成27年6月に、ビルメンテナンス業務固有の事項についてとりまとめたものである。

令和元年6月に品確法が改正され、第7条第5項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定された。

さらに、令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)においても、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止や中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、「工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。))をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICTの活用に取り組むとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされた。

このように、工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体における維持管理の適切な実施に関する内容の充実が図られたことから、令和3年1月に本ガイドラインを見直した。

なお、国は、各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「ビルメンテナンス業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)及び地方公共団体をいう。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、(1)維持管理計画策定、(2)業務発注準備、(3)入札契約、(4)業務実施、(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

(1)維持管理計画策定段階

(維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。¹

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。^{1,2}

(2)業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

競争入札方式には、価格競争方式と総合評価落札方式がある。業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。

その際、ビルメンテナンス業務の中には、受注者の技術能力等により品質に影響が生じ、業務が適切に行われない場合は当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるものもあることから、そのような業務については、価格と技術能力等を総合的に評価する総合評価落札方式を適用する必要がある。なお、国の調達の場合、総合評価落札方式の実施には、財務大臣に協議を行う必要がある。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務に適する方式

・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する方式

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件

1 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

2 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。³

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手の中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を活用するとともに、各種制度改正(特に、被用者保険の適用拡大(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲に係る見直しをいう。以下同じ。))に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新のものを活用する。また、ビルメンテナンス業者から参考見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価を踏まえて積算に適切な価格が反映されるよう配慮する。建築保全業務労務単価が作成・公表されていない都道府県においては、近隣都道府県の建築保全業務労務単価を補正して活用する。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定

3 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜適切な競争参加資格の設定＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

＜個別業務に際しての競争参加者の審査等＞

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録(以下「知事登録」という。)を受けていること、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条に基づく障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業、知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業(知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合)等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける建築物清掃管理評価資格者を配置する等)等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

加えて、実務経験の少ない若年労働者や女性等の登用制度を設けている場合は、業務実績に加えて業務実施計画を評価するほか、作業責任者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付け財計第4803号)を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につな

がることが懸念される。

ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。なお、国の低入札価格調査制度の対象は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第84条により予定価格が1000万円を超える請負契約となっているが、地方公共団体においては予定価格1000万円以下の請負契約を低入札価格調査制度の対象とすることも可能である。

低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。また、地方公共団体においては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な業務への懸念があるビルメンテナンス業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保する。

なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。)について十分周知することとする。

さらに、年度途中での最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際

は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるとともに、賃金水準や物価水準の変動により、適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じることがないよう、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討する。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

(再委託の適正化)

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

<一括再委託の禁止>

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

<再委託の承認>

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

<履行体制の把握及び報告徴収>

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

(4)業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

(5)業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係

事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

1 特定技能制度 概要

※出入国在留管理庁の資料を厚生労働省にて一部修正

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）。**令和6年4月より新規分野追加（R6.3月29日閣議決定）**
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：251,594人（令和6年6月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：153人（令和6年6月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業、鉄道**、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、**林業、木材産業**）
（16分野）（介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可）
※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について（令和6年3月29日閣議決定）により対象分野が12→16分野へ拡大

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

分野共通の受入れ要件＋
分野固有の受入れ要件を設定

参考-63

【就労関係の在留資格の技能水準】

専門的・技術的分野

特定技能以外の在留資格
「技術・人文知識・国際業務」
「技能」
「高度専門職」
「教授」
「介護」等

特定技能

「特定技能2号」

「特定技能1号」

非専門的・非技術的分野

「技能実習」

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局）

墓地埋葬等行政ご担当者 様

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

墓地、納骨堂等の経営・管理について

日頃から、墓地、埋葬等行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

墓地、納骨堂等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

しかしながら、今般、納骨堂が実質的に経営破綻し、遺骨の引き取りにも支障が生じているという事案が報道されています。同納骨堂については、所管自治体が条例に基づき立入検査したところ、墓地埋葬法等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかったところです。

墓地、納骨堂等には、永続性等の観点から、安定した適切な経営が求められます。「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）により、墓地埋葬法第10条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」が示されておりますので、同指針の趣旨を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

【参考】

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（抄）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第15条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

○ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（抄）

第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一～三（略）

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3（略）

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 24 日

各 { 都道府県
市 町 村
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

火葬場の経営・管理について

日頃から、火葬行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

火葬場等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

今般、株式会社により経営されている火葬場（墓地埋葬法制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道がされています。

墓地埋葬法は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的」（同法第 1 条）としています。また、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和 43 年 4 月 5 日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、火葬場等の経営主体については、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ、「墓地等の経営について」（昭和 46 年 5 月 14 日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限りと与えることとされてきた」、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされています。なお、火葬場においても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、永続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものです。火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、永続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

【参考】

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 18 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

○ 「墓地、納骨堂又は火葬場の經營の許可の取扱いについて」（昭和 43 年 4 月 5 日付け環境衛生課長通知）

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の經營を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の經營主体については、昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の經營については、その永續性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従つて、墓地等の經營の許可にあつては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

○ 「墓地等の經營について」（昭和 46 年 5 月 14 日付け環境衛生課長通知）

墓地、納骨堂又は火葬場の經營の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが（昭和 43 年 4 月 5 日付環衛第 8058 号環境衛生課長通知参照）、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の經營主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の經營を行うことなく、公益目的に則つて適正な經營が行われるよう関係者に対して強く指導されたい。

各 〔 都 道 府 県
市 町 村
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

新型インフルエンザ等対策における
「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の改定等について

今般、本年 7 月 2 日閣議決定による「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定に伴い、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」を含む「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」に改定され、本日、内閣感染症危機管理統括庁のホームページにおいて公表されたところです。

改定後の「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」については別添のとおりですので、内容について御了知の上、体制整備等に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた体制整備等に当たっては、大規模災害時に備え各都道府県が策定する広域火葬計画を一つの参考とすることが適当ですが、この広域火葬計画については、昨年 7 月に策定された「国土強靱化基本計画」（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）や本年 7 月に策定された「国土強靱化年次計画 2024」（令和 6 年 7 月 26 日国土強靱化推進本部決定）において、「具体的・実効的な計画への進化を図る」とされているところです。各都道府県におかれては、広域火葬計画の点検や広域火葬の訓練など、広域火葬計画についてより具体的・実効的な計画への進化を図るための取組についても、引き続きお願いいたします。

（参考）

- ・ 内閣感染症危機管理統括庁新型インフルエンザ等対策政府行動計画ページ
<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>
- ・ 内閣官房国土強靱化基本計画ページ
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- ・ 新型インフルエンザ等が全国的に流行し、**死亡者が多数に上ることを想定した際に、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備することに関する詳細な対応**として、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方公共団体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたもの。新型コロナウイルス対応において問題となった、**納体袋の扱いや遺体への接触、遺族への配慮等について見直し**を行い、追記等を行った
- ・ 準備期における対応として、**対応期において火葬能力を超える死者が出た場合に備えるための協定締結等について記載**しており、初動期以降の対応については、**火葬に必要な資器材の確保や、死亡者数が火葬能力を超えた場合の遺体の保存対策、新型インフルエンザ等緊急事態における墓埋法の特例等**について記載したもの

準備期	初動期	対応期
・ 都道府県は、市町村の協力を得て域内の火葬能力等について把握するとともに、対応期に備えた火葬体制の整備や近隣都道府県との連携体制の構築等を行う	・ 都道府県は新型インフルエンザ等の感染拡大等により火葬体制が逼迫する状況に備えて、物資の確保等を行うとともに、市町村においても、臨時遺体安置所や人員等の確保について準備を進める	・ 都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村と連携して、確保した物資等の配備について調整する ・ 火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ、広域的な火葬体制の確保等の措置を講ずる
①現状の把握 ・ 都道府県は、市町村の協力を得て域内の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置することが可能な施設数について調査し、市町村及び近隣の都道府県と情報の共有を図る。 ②火葬体制の構築 ・ 都道府県は調査結果を踏まえて、対応期に備えた火葬体制の整備を行う。その際には、必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者と協定を締結するほか、関係機関と必要な調整を行う。 ・ 都道府県は新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品等の物資を確保できるよう準備する。 ・ 市町村は都道府県の火葬体制を踏まえて、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。 ③近隣都道府県との連携体制の構築 ・ 都道府県は、災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の都道府県との連携体制を整備する。	①資器材等の備蓄 ・ 都道府県は、火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品等の物資を確保するとともに、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請する。 ・ 都道府県は、遺体の保存のために必要な保存剤や、遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資が確保できるよう準備する。納体袋については可能な限り、顔の部分が透明のものとするなど、感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。 ・ 市町村は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所の確保や、遺体の保存作業に必要な人員等の確保について準備を進める。	①情報の把握 ・ 都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握し、市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図る。 ②資材等の確保 ・ 都道府県は、市町村と連携して、確保した物資等が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。 ③円滑な火葬及び遺体保存の実施 ・ 市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。 ④搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項 ・ 遺体の搬送や火葬場における火葬に際して、遺族等の意向にも配慮しつつ感染防止策を行う。 ⑤感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置 ・ 火葬体制が逼迫している場合、都道府県は、速やかな体制の整備や物資の配備等のほか、必要に応じて広域火葬の応援・協力の要請等の措置を講ずる。 ・ 緊急事態において墓埋法の特例が設けられた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

目次

第1章 はじめに	- 1 -
第2章 各段階における対応	- 2 -
1. 関係機関の役割	- 2 -
2. 準備期までの対応	- 2 -
(1) 現状の把握	- 2 -
(2) 火葬体制の構築	- 2 -
(3) 近隣都道府県との連携体制の構築	- 3 -
3. 初動期における対応	- 3 -
(1) 資器材等の備蓄	- 3 -
4. 対応期における対応	- 4 -
(1) 情報の把握	- 4 -
(2) 資材等の確保	- 4 -
(3) 円滑な火葬及び遺体保存の実施	- 4 -
(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項	- 4 -
(5) 感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置	- 5 -

第1章 はじめに

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。）第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、対応期において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、他方で、地域の葬送文化や国民の宗教的感情等にも十分配慮することが望ましい。そのため、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある。

本ガイドラインは、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方公共団体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものである。

なお、実際に発生した新型インフルエンザ等の特性や有効な感染防止策に関してその時点で得られている最新の知見や具体的な発生状況等に応じ、例えば、搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項など、本ガイドライン上の措置について見直しを図られる場合があることにも留意する必要がある。

（参考）既に、厚生労働省防災業務計画（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号）第1編第4章第1節において、「都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための火葬場の火葬能力、遺体の搬送・保存体制等を記した広域的な火葬に関する計画の策定に努める。」とされているところであり、その計画を一つの参考とすることが適当である。

第2章 各段階における対応

1. 関係機関の役割

都道府県は、市町村の意見を聞いた上で、域内における火葬体制の整備等必要な体制の整備や調整を図るほか、市町村が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を広域的な視点から支援・調整する役割を担うものとする。

市町村は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

医療機関等は、遺体が新型インフルエンザ等の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、プライバシーの保護にも十分配慮した上で、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨が伝わるよう留意する。

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者は、対応期においては火葬場の火葬能力を超える死亡者が出ることも考えられるため、都道府県の行う調整の下、市町村と連携し効率的な遺体の搬送及び火葬に努めるものとする。

国は、死亡者が増加し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合、都道府県の要請に応じて必要な支援を行うものとする。

2. 準備期までの対応

(1) 現状の把握

都道府県は、市町村の協力を得て、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料の種別、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について調査し、その結果について、域内の市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。

(2) 火葬体制の構築

- ① 都道府県は、調査の結果を踏まえ、市町村の意見を聞いた上で、対応期に備えた火葬体制の整備を行うものとする。その際には、遺体搬送手段の確保のため必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者と協定を締結するほか、都道府県警察等関係機関と必要な調整を行うものとする。

また、都道府県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全

国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等）等の物資を確保できるよう準備するものとする。

あわせて、火葬業務の実施体制に関しては、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等をリスト化しておくことも有用である。

- ② 市町村は、都道府県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

(3) 近隣都道府県との連携体制の構築

遺体は、できる限り都道府県域内で火葬することが望ましい。しかしながら、対応期に火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的に出ることも考えられるため、都道府県は災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の都道府県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備するものとする。

3. 初動期における対応

(1) 資器材等の備蓄

- ① 都道府県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）等の物資を確保するものとする。このほか、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請するものとする。

また、都道府県は、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資を確保できるよう、域内の火葬能力に応じて準備をするものとする。なお、その際準備する非透過性納体袋については、可能な限り、顔の部分が透明のものとしたり、アウターを開ければ顔を見ることができるようインナーを透明のものとしたりするなど、対応期に使用する際においても感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。

- ② 市町村は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。あわせて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めるものとする。

る。

4. 対応期における対応

(1) 情報の把握

都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。

(2) 資材等の確保

都道府県は、市町村と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整するものとする。

なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布するものとする。

(3) 円滑な火葬及び遺体保存の実施

市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項

ア) 遺体との接触等について

- ① 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封するとともに、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めるものとする。
- ② また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えない。
- ③ 他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にとっては、必ず手袋を着用し、遺体の血液・体液・分泌物・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を使用するものとする。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。

- ④ 火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接触れることを希望する場合には、手袋等を着用させる。

イ) 消毒措置について

万が一、一時的に密閉状態がなくなった場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度200～1,000ppm）、70v/v%イソプロパノール等とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所をムラなく拭く方法が望ましい。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や病原体の舞い上がり招く可能性があり、推奨しない。また、エタノールやイソプロパノール等の可燃性のある消毒薬の使用については火気のある場所で行わない。

ウ) 手指衛生について

手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施する。

(5) 感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置

感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ以下の措置を講ずる。

ア) 火葬体制の整備

- ① 都道府県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するものとする。
- ② また、都道府県は、市町村、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努めるものとする。
- ③ 都道府県は、市町村及び近隣の都道府県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。

イ) 遺体の保存対策

- ① 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村は、都道府県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。あわせて、都道府県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保するとともに、市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- ② 遺体安置所等における遺体の保存及び搬送に当たっては、可能な限り、新型インフルエンザ等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

ウ) 埋葬の活用等

- ① 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。
- ② さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、特定都道府県は、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮するものとする。その際、都道府県知事は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。
- ③ 特定都道府県は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、上記の事務の一部を特定市町村に行わせるものとする。

エ) 遺体の見分について

都道府県警察は、多数の遺体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。

オ) 墓埋法の手続の特例

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うこと

が困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

■規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）（抜粋）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

II 実施事項

１．デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続のオンライン化の推進

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	行政手続のオンライン化の推進	a 各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和７年までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。 なお、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間１万件以上の手続については、下記「No. 16 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化」に従い、オンライン化に取り組むものとする。 あわせて、年間手続件数が 10 万件以上の行政手続等については、下記「No. 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。	a：可能な限り前倒しを図りつつ、令和７年までに措置	a：全府省

■情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ～ヘ （略）

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ （略）

三 （略）

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。

五・六 （略）

七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（略）

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。（略）

十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3・4 (略)

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。

6 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3～5 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 (略)

(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術の進展への対応)

第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ

施策1：オンライン申請等の実現

マイナポータルや公的個人認証の活用による
①申請手続きのデジタル化・オンライン化
②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携

住基ネット・戸籍との連携により
①添付書類の省略や変更手続きの不要化
②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



資格申請者等



①申請・照会

④通知・資格表示等

オンライン申請

(資格毎の各種申請)
- 資格登録申請
- 登録事項変更申請
- 登録抹消申請
- 受験申請...etc

各種お知らせ

(資格毎の各種通知)
- 資格更新手続の案内
- 申請不備通知...etc

資格情報提供

(資格情報提供)
- デジタル資格証の表示
- 資格情報の提供...etc

マイナポータル

②データ連携

③データ連携

マイナンバー連携
住所・死亡情報等の連携

資格・試験管理

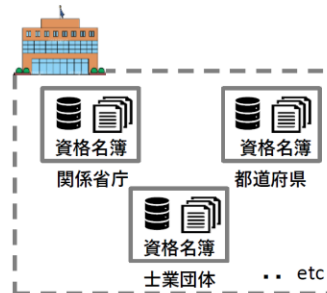
(資格・試験管理事務)
- 各種申請審査
- 資格・試験名簿管理
- 資格証等発行
- 各種通知 ...etc



国家資格等情報連携・活用システム

API連携

資格データ連携
移行・統合・連携等



資格管理者等

国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット（例）

本システムの利用により、資格保有者（国民）と資格管理者の双方がメリットを享受することができる。

資格保有者 （国民）

各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況（審査中、審査済等のステータス）の確認が可能
- マイナポータルからのお知らせが届く

資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）

※資格ごとに取扱は多少異なる

資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体（※）の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

※国家資格システムを利用する全ての資格において発行する

資格管理者

申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

審査

- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿管理

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用により、資格者名簿の真正性・正確性を確認可能
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- ・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑮	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	⑯	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	⑰	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	⑱	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	⑲	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	⑳	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉑	保育士
⑧	理学療法士	㉑	はり師	㉓	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉒	きゅう師	㉔	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉓	柔道整復師	㉕	税理士
⑪	義肢装具士	㉔	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第**211**回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エソクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

